

第 7 回三木市地域公共交通検討協議会の議事の 確認について

1 「三木市地域公共交通検討協議会」と「三木市地域公共交通会議」の統合について

法律の改正と協議の効率化を図るため、本協議会と道路運送法に基づく三木市地域公共交通会議を統合しました。

(1) 協議結果

承認

(2) その他

本日の会議から道路運送法に基づく委員様に、本協議会に御参加いただいています。

2 三木市地域公共交通検討協議会設置要綱の改正について

1 の議事事項に関連し、設置要綱の改正をしました。

(1) 協議結果

承認

3 令和 6 年度からの地域公共交通計画の策定について

現在の三木市地域公共交通網形成計画の期間が令和 5 年度をもって満了することから、引き続き、将来に持続可能な公共交通網の構築を図るため、令和 4 年度、5 年度の 2 か年かけて新たな計画を策定します。

策定にあたり、調査及び分析をコンサルタント事業者に委託することとしました。

(1) 協議結果

承認

(2) コンサルタント業者との契約

ア 選定方法 見積合わせ

イ 見積業者数 7 者

ウ 契約業者 株式会社 G P M O 関西事務所
(姫路市手柄 1 丁目 106-2-206 号)

エ 契約金額 3,047,000 円 (税込み)

オ その他 設計金額と契約金額の差額を活用し、その追加の調査・分析を行うため、変更契約を予定しています。

4 議事録

別紙 1 - 1 参照